

原子炉等規制法第55条第1項の規定に基づく核燃料物質の使用変更許可（承認）申請に係る申請者確認用チェックリスト

変更申請する際の提出物	確認項目	確認項目の留意点	チェック欄	備考
<p>&lt;変更申請書本紙の提出&gt; 原子炉等規制法（注1）第55条第1項の規定に基づいて、核燃料物質の使用変更許可（承認）申請を行う場合には、原子力規制委員会ホームページにて公開されている、変更申請書の様式（本紙、別紙、新旧対照表及び変更後の申請書の全文）を用いて提出すること。様式を使用しない場合は、様式中の記載項目に従って、変更申請書を作成し提出すること。</p> <p>関連ページ ・変更申請書の様式 https://www.nra.go.jp/data/000356023.docx</p>	提出部数（正本及び写し各一通）を用意したか？ （使用規則（注2）第2条第3項）	変更申請書の様式のとおり、補正申請書は、「本紙」「別紙」「新旧対照表」「変更後の申請書の全文」で構成すること。		注1 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
	変更申請書本紙の記載内容（以下5点）について、誤記はないか？	国の機関、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「許可」を「承認」とすること。（原子炉等規制法第76条）		注2 核燃料物質の使用等に関する規則
	1 文書番号は正しいか？	法人の文書発出の手續に従って、文書番号がある場合には、文書番号を記載すること。文書番号がない場合には、文書番号の記載欄を削除すること。		注3 使用変更許可（承認）を受けようとする者
	2 宛先は正しく原子力規制委員会となっているか？			注4 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令
	3 住所（申請者の所在地）は正しいか？			
	4 申請者（注3）の氏名（法人においてはその代表者の氏名）は正しいか？			
5 根拠条文は正しく原子炉等規制法第55条第1項となっているか？				
	納付すべき手数料（十一万七千六百円）の準備はできているか？ （原子炉等規制法施行令（注4）第65条第1項）	手数料の納付方法は、①収入印紙、②納付告知書がある。 ①収入印紙（申請と同時に納付の場合） 正本の申請書本紙に、手数料の収入印紙を貼ること。消印はしないこと。 ②納付告知書（申請後に納付の場合） 原子力規制庁から納付告知書が届きしだい、手数料を納付すること。納付期限があるので注意すること。なお、納付後は納付済みであることを連絡する（可能であれば領収証書の写しを送付すること）。		
<p>&lt;変更申請書別紙の提出&gt; 原子炉等規制法第55条第1項の規定に基づいて、核燃料物質の使用変更許可（承認）申請を行う場合には、原子力規制委員会ホームページにて公開されている、変更申請書の様式（本紙、別紙、新旧対照表及び変更後の申請書の全文）を用いて提出すること。様式を使用しない場合は、様式中の記載項目に従って、変更申請書を作成すること。</p> <p>関連ページ ・変更申請書の様式 https://www.nra.go.jp/data/000356023.docx</p>	変更申請書別紙に以下の内容が記載されているか？ （原子炉等規制法施行令第40条、使用規則第2条）			注5 核燃料物質の使用施設
	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			注6 核燃料物質の貯蔵施設
	1 「氏名又は名称」：法人にあっては、（株）、（独）等の略号ではなく、株式会社、独立行政法人等と記載すること。	国立機関若しくは地方公共団体関連機関の場合、法令等において、それぞれの長から権限の委任が規定されている場合、当該委任を受けた者を代表者として記載することができる。		注7 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設
	2 「住所」：都道府県名から記載し、丁目、番地、号まで記載すること。			
	3 「工場又は事業所」の「名称」：株式会社○○○○研究所等の使用する研究所等の名称を記載すること。			
	4 「工場又は事業所」の「所在地」：株式会社○○○○研究所等の使用する研究所等の所在地を、都道府県名から記載し、丁目、番地、号まで記載すること。			
	二 使用の場所			
	1 「使用施設の場所」「貯蔵施設の場所」「廃棄施設の場所」：許可を受けている使用施設（注5）、貯蔵施設（注6）、廃棄施設（注7）の名称（建屋名、部屋名）等を記載すること。また、使用の場所の名称が変更となる場合は、変更後の名称を記載すること。			
	三 変更の内容	例：使用施設において、○○室に○○装置を追加する。		
	四 変更の理由	変更の理由は、変更の内容に対応するように記載すること。 例：使用の目的○○において、○○室に設置する○○装置を使用するため		
<p>&lt;変更申請書添付書類の提出&gt; 原子炉等規制法第55条第1項の規定に基づいて、核燃料物質の使用変更許可（承認）申請を行う場合には、原子力規制委員会ホームページにて公開されている、変更申請書の様式（本紙、別紙、新旧対照表及び変更後の申請書の全文）を用いて提出すること。様式を使用しない場合は、様式中の記載項目に従って、変更申請書を作成すること。</p> <p>関連ページ ・変更申請書の様式 https://www.nra.go.jp/data/000356023.docx</p>	変更申請書に以下の書類を添付しているか？ （原子炉等規制法施行令第40条、使用規則第2条）			注8 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当する核燃料物質を使用する使用施設等
	1 変更後における「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に関するものを除く）」（様式「12-1」）を添付すること。	様式「11」の詳細を説明するための書類、計算結果、図面等を添付すること。		
	2 変更後における「想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に必ずする災害防止の措置に関する説明書」（様式「12-2」）を添付すること。 ※令41条該当施設のみ	様式「11」のうち、事故に関する事項の詳細を説明するための書類、計算結果、図面等を添付すること。		令41条該当施設のみ
	3 変更に係る「核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書」（様式「12-3」）を添付すること。			
	① 「説明」：原子炉等規制法に基づく事業（使用、製錬、加工、原子炉の設置、貯蔵、再処理、廃棄の事業等）をこれまで実施している場合にはその状況を記載するとともに、特に、核燃料物質の取扱いの経験を持つ技術者の人数、経験年数について記載すること。また、組織、保安教育・訓練の実施方針から、運用及び保安体制を説明し、核燃料物質の使用を適確に遂行するに足りる能力を有していることを説明すること。さらに、組織の説明では、組織図を添付すること。	説明において、保安体制に関わる有資格者が必要であるとした場合は、資格の種類及び有資格者の人数を記載すること。この場合において「有資格者」とは、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、技術士等の国家資格等の取得者をいう。		
② 「保安教育・訓練」：業務に従事する者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持向上させるための教育・訓練を行う方針を示し、核燃料物質の使用を適確に遂行するために十分であることを説明すること。保安教育については、体制、内容、実施時期（年当たりの実施回数、関係法令等改正時、使用前、初期教育、再教育等）を記載し、訓練については、使用前の訓練、区域内の防災訓練等の使用段階に必要な訓練の体制、内容、実施時期について記載すること。				

変更申請する際の提出物	確認項目	確認項目の留意点	チェック欄	備考
	4	変更後における「使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」(様式「12-4」)を添付すること。 ※令41条該当施設のみ。	令41条 該当施設のみ	
	5	既に許可を受けている申請書の内容と変更申請で変更する内容を比較した、新旧対照表を添付すること。		
	6	変更後の申請書の全文を添付すること。		
<申請書の電子データの提出> 令41条該当施設の申請者は、情報公開法(注9)第5条の不開示情報(企業秘密等)をマスクした申請書を、原子力規制委員会ホームページにて公開するため、電子データの申請書を用意し提出すること。 なお、マスク方法については、公開されている申請書を参考にすること。 関連ページ ・令41条該当施設の申請書 https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/nuclear_facilities/shiyu.html	以下3点を確認した電子データの申請書を用意したか? ※令41条該当施設のみ	「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」(原規総発第120919096号)に基づき、令41条該当施設の申請者は、不開示情報(企業秘密等)のマスクを行い、原子力規制委員会ホームページにて公開することとしている。	令41条 該当施設のみ	注9 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
	1	申請書に不開示情報(企業秘密等)を含む場合は、マスク有版と無版の両方のPDF資料を用意したか?	令41条 該当施設のみ	
	2	申請書のPDF資料は、申請書(本体)と内容に相違がないか?(ページの抜け、余分な空白ページ等はないか?)	令41条 該当施設のみ	
	3	PDF資料のマスクがはがれないことを確認したか?(マスク部分の文字情報が読み取れないことを確認したか?)	令41条 該当施設のみ	
<補正申請の場合>				
補正申請する際の提出物	確認項目	確認項目の留意点	チェック欄	備考
<補正申請書の提出> 原子炉等規制法第55条第1項の規定に基づいて、核燃料物質の使用変更許可(承認)申請の補正を行う場合には、原子力規制委員会ホームページにて公開されている、補正申請書の様式(本紙、別紙、新旧対照表及び変更後の申請書の全文)を用いて提出すること。様式を使用しない場合は、様式中の記載項目に従って、申請書を作成すること。 関連ページ ・補正申請書の様式 https://www.nra.go.jp/data/000472488.docx <「新旧対照表」及び「変更後の全文」の提出> 変更申請書の様式を用いて提出する場合、「新旧対照表」及び「変更後の全文」を提出すること。	提出部数(正本及び写し各一通)を用意したか? (使用規則第2条第3項)	補正申請書の様式のとおり、補正申請書は、「本紙」「別紙」「新旧対照表」「変更後の申請書の全文」で構成すること。		注10 当初申請及びその後の補正申請を指す
		補正申請書本紙の記載内容(以下6点)について、誤記はないか?		
	1	文書番号は正しいか?	法人の文書発出の手続きに従って、文書番号がある場合には、文書番号を記載すること。文書番号がない場合には、文書番号の記載欄を削除すること。	
	2	宛先は正しく原子力規制委員会となっているか?		
	3	住所(申請者の所在地)は正しいか?		
	4	申請者の氏名(法人においてはその代表者の氏名)は正しいか?		
	5	根拠条文は正しく原子炉等規制法第55条第1項となっているか?		
	6	既申請(注10)の日付及び文書番号は正しいか?		
		補正申請書別紙に以下の内容が記載されているか? (原子炉等規制法施行令40条、使用規則第2条)		
	1	補正の内容を記載すること。	例:使用の目的及び方法に●●の分析に係る作業を追記する。	
	2	補正の理由を記載すること。	補正の理由は、補正の内容に対応するように記載すること。 例:●●の分析に係る作業を使用の目的及び方法において明確化するため。	
		補正申請書に以下の書類を添付しているか?		
	1	既に許可を受けている申請書の内容と変更申請で変更する内容(補正申請で変更する箇所を含む。)を比較した、新旧対照表を添付すること。	新旧対照表では、申請書の様式「1」から様式「12」までの内容について、既に許可を受けている申請書の内容と変更申請で変更する内容(補正申請で変更する箇所を含む。)を比較すること。	
	2	変更後(補正申請で変更する箇所を含む。)の申請書の全文を添付すること。	全文では、申請書の様式「1」から様式「12」までの内容についてと変更申請で変更する内容(補正申請で変更する箇所を含む。)を反映した申請書全文とすること。	
<補正申請書の電子データの提出> 令41条該当施設の申請者は、情報公開法第5条の不開示情報(企業秘密等)をマスクした補正申請書を、原子力規制委員会ホームページにて公開するため、電子データの補正申請書を用意し提出すること。 なお、マスク方法については、公開されている申請書を参考にすること。 関連ページ ・令41条該当施設の申請書 https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/nuclear_facilities/shiyu.html	以下3点を確認した電子データの補正申請書を用意したか? ※令41条該当施設のみ	「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」(原規総発第120919096号)に基づき、令41条該当施設の申請者は、不開示情報(企業秘密等)のマスクを行い、原子力規制委員会ホームページにて公開することとしている。	令41条 該当施設のみ	
	1	補正申請書に不開示情報(企業秘密等)を含む場合は、マスク有版と無版の両方のPDF資料を用意したか?	令41条 該当施設のみ	
	2	補正申請書のPDF資料は、補正申請書(本体)と内容に相違がないか?(ページの抜け、余分な空白ページ等はないか?)	令41条 該当施設のみ	
	3	PDF資料のマスクがはがれないことを確認したか?(マスク部分の文字情報が読み取れないことを確認したか?)	令41条 該当施設のみ	